町裏・山崎浄水場運転管理及び
保城・甲山浄水場排水処理等業務委託

一般仕様書

姫路市上下水道局水道部浄水課

目　　次

第１章　総則
　第１条　　目的
　第２条　　業務の履行
　第３条　　法令等の遵守
　第４条　　業務対象施設
　第５条　　提出書類
　第6条　　従事者
　　1

　第7条　　責任者等
　第8条　　緊急時の対応
　第９条　　安全教育
　第 10 条　　安全衛生管理
　　2

　第 11 条　　創意工夫
　第 12 条　　業務引継
　　3

第２章　業務要領
　第 13 条　　業務期間
　第 14 条　　施設の運転日及び運転時間
　第 15 条　　人員配置
　第 16 条　　業務の範囲及び内容
　　4

　第 17 条　　勤務の引継ぎ
　第 18 条　　業務報告
　第 19 条　　火災の防止
　第 20 条　　侵入者の防止
　　5

第３章　その他
　第 21 条　　乙の経費負担
　第 22 条　　甲の経費負担
　第 23 条　　場内設備等
　第 24 条　　完成図書の閲覧
　　6

第 25 条　工具等の使用
第 26 条　環境への配慮
第 27 条　守秘義務
第 28 条　従事者の服装等
第 29 条　業務内容の点検
第 30 条　委託料の支払
第 31 条　契約の解除
7

第 32 条　賠償責任
第 33 条　補則
第 34 条　疑義
8

第１章　　総則

（目的）

第１条　本仕様書は、姫路市（以下「甲」という。）が管理する浄水場及びその遠方監視制御下にある配水池等（以下「場外施設」という。）の運転等業務を受託者（以下「乙」という。）が円滑に履行するため、運転等業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第２条　乙は、安全で良質な水の供給を安定的に維持していくことを最重点にし、契約書、本仕様書及びその他関係書類に基づき、能率的、経済的かつ確実に本業務を履行しなければならない。

（法令等の遵守）

第３条　本業務の履行にあたっては、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及びその他本業務に関係する法令等を遵守しなければならない。

（業務対象施設）

第４条　業務の対象施設は、下記のとおりとする。

（１）町裏浄水場（姫路市八代７００番地）及びその他関連する場外施設
（２）山崎浄水場（姫路市飾磨区山崎２１７番地１）及びその他関連施設
（３）保城浄水場（姫路市保城５２７番地）
（４）甲山浄水場（姫路市豊富町豊富１８４９番地）及びその他関連する施設

（提出書類）

第５条　乙は、甲が定める期日までに、次の書類を甲に１部提出しなければならない。また、変更が生じた場合は、事前に同様の手続きを行わなければならない。

（１）委託業務着手届（業務着手時）
（２）第６条に規定する従事者名簿
（３）第７条に規定する責任者及び副責任者選任届
（４）年間業務計画書（初年度は契約後速やかに、次年度以降は前年度の３月１日までに）
（５）第１０条に規定する従事者の健康診断等結果表
（６）月間勤務割表（契約後速やかに、以降は前月の２５日までに）

２　前項で定める業務計画書は、次に掲げる内容とする。

（１）年間業務計画
（２）年間勤務割振予定表
（３）現場組織表
（４）業務分担表
（５）緊急時体制表

（従事者）

第６条　乙は、従事者の氏名、業務経験、保有資格等を記載した名簿を業務着手前までに甲に提出しなければならない。また、異動若しくは変更のある場合も同様とする。また、緊急時に円滑に人的支援が出

来るよう応援者として５名以上の水道技術者（各浄水場へ１時間以内）を登録することとする。

（責任者等）

第７条　乙は、従事者の中から、責任者（１名）及び副責任者（浄水場毎に１名）を選任し、業務着手前までに、甲に選任届を提出しなければならない。

２　責任者は水道浄水施設管理技士２級以上の資格を有し、国内の上水道の用に供する処理能力15,000㎥/日以上の浄水場運転管理実績を３年以上有する者を充てなければならない。

３　責任者の主な業務は、次のとおりとする。

（１）従事者の指揮、監督、労務管理、健康管理及び安全管理

（２）他の従事者に事故がある場合等の代理勤務

（３）甲が実施する連絡調整会議への出席

（４）その他甲乙の連絡調整に関すること

４　乙は当該責任者の退職等、甲の承認を得た場合を除き、契約期間の間責任者を変更することができない。

５　副責任者は水道浄水施設管理技士３級以上の資格を有し、国内の上水道の用に供する処理能力15,000㎥/日以上の浄水場運転管理実績を１年以上有する者を充てなければならない。

６　副責任者は責任者を補佐し、責任者に事故がある場合等はその代理として業務を行う。

（緊急時の対応）

第８条　乙は、事故又は自然災害による緊急時であっても、浄・配水機能が著しく損なわれる又は停止する特段の事情がある場合を除き、常に、この契約に基づく業務水準を確保しなければならない。

２　甲は、事故又は自然災害による緊急時に、乙に支援業務を要請することが出来る。この場合乙は、緊急支援体制を編成し、可能な限り甲の要請に応じるものとする。

３　前項に要する費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（安全教育）

第９条　乙は、従事者に対して、施設の安全に関して必要な知識及び技術に関する教育を行わなければならない。

２　乙は、甲と日程等を調整し、従事者に対して浄水場毎に年１回以上、停電時及び復電時の机上訓練及び実地訓練を行わなければならない。

３　乙は、従事者に対して浄水場毎に年２回以上、事故その他災害が発生したときの処置について、机上訓練及び実地訓練を行わなければならない。

（安全衛生管理）

第１０条　乙は、労働安全衛生法の規定により、従事者に対して、定期又は臨時の健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めなければならない。

２　乙は、委託業務開始前までに水道法第２１条に基づく健康診断を行い、赤痢菌・サルモネラ属菌（腸チフス・パラチフス）及び甲が指定する項目について陰性の者を従事させることとし、検査結果を甲に提出しなければならない。また、業務開始後もおおむね１年に１回以上、同様の健康診断を実施し、その結果を甲に提出しなければならない。

３　乙は、常に安全衛生管理に細心の注意を払い、従事者に感染症等の疑いがある場合は、従事者の変更を行う等、安全衛生管理を徹底しなければならない。
４　乙は、労働安全衛生法等の規定により、安全管理に必要な処置を講じ労働災害の防止に努めなければならない。
５　乙は、浄水場内の施設、建物及びその周辺の整理整頓に努めなければならない。

（創意工夫）
第１１条　乙は、業務の履行にあたり常に創意工夫を心がけ、効率的に実施するように努めなければならない。

（業務引継）
第１２条　委託業務が終了するとき、又は契約が解除されるときは、乙は甲の指定する者に対象施設・設備の運転管理に係る業務引継を行うものとする。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
２　前項の業務引継の内容・期間等は甲乙協議の上、定めるものとする。

第２章　業務要領

（業務期間）

第１３条　乙の業務期間は、下記のとおりとする。

自　令和　　８年１２月２１日（予定）から

至　令和　１０年１２月３１日 まで

ただし、業務の開始日は令和９年１月１日とし、契約締結の日から令和８年１２月３１日までは業務開始の準備期間とする。なお、準備期間に要する費用は受託者の負担とする。

（施設の運転日及び運転時間）

第１４条　業務対象施設の運転時間は、各特記仕様書のとおりとする。

（人員配置）

第１５条　乙は、前条の運転日及び運転時間について、１勤務毎２名以上の人員を浄水場に配置しなければならない。また、責任者及び副責任者が配置されている場合を除き、少なくとも１名は水道浄水施設管理技士３級以上の資格を有し、国内の上水道の用に供する処理能力15,000㎥/日以上の浄水場運転管理実績を１年以上有する者を充てなければならない。

２　乙は、業務時間内において、緊急対応が必要な場合等を除いて、管理室を無人にしてはならない。

（業務の範囲及び内容）

第１６条　業務範囲及び内容は次のとおりとし、本条以降に記すほか、特記仕様書のとおりとする。

１　浄水場運転管理業務（町裏・山崎浄水場対象）

（１）浄水場の各設備、機器類の運転

（２）浄水場の各設備、機器類の保守点検（グランドパッキン、グリス、その他等）

（３）浄水場の水質管理

（４）物品の管理（消耗品、薬品等）

（５）浄水場の防犯管理

（６）取水量、送水量の調整

（７）監視設備による運転記録

（８）停電時の対応

（９）設備の軽故障時の対応

（１０）緊急時（設備の重故障、水質異常、災害発生等）の対応及び連絡

２　場外施設管理等業務（町裏・山崎浄水場対象）

（１）場外施設の運転

（２）場外施設の設備、機器類の保守点検

（３）設備の軽故障時の対応

（４）緊急時の（設備の重故障、災害発生等）対応及び連絡

３　排水処理施設運転管理業務（保城・甲山浄水場対象）

（１）排水処理施設の各設備、機器類の運転

（２）排水処理施設の各設備、機器類の保守点検（グランドパッキン、グリス、その他等）
（３）排水処理施設の水質管理
４　浄水場環境整備業務（保城・甲山浄水場対象）
（１）環境整備業務（除草、樹木剪定・伐採）
５　その他業務（町裏・山崎浄水場対象）
（１）業務に必要なマニュアルの作成
（２）市民等からの苦情、相談等の受付及び連絡
（３）配水コントロール室からの指示対応
（４）環境整備業務（除草、樹木剪定・伐採）
（５）業務改善提案

（勤務引継ぎ）
第１７条　乙は、従事者の交代時に、当該業務時間の業務内容を次の業務時間において従事する者へ報告し、勤務の引継ぎをしなければならない。
２　前項の勤務引継ぎは、甲の職員勤務時間内に担当者立会の下行わなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（業務報告）
第１８条　乙は、運転日毎に第１６条第１項第２号及び同条第２項第２号の保守点検に関する記録内容、前条に規定する勤務の引継ぎ内容、その他甲から記録するように指示のあった事項を記載した業務日報を作成し、翌日午前９時までに甲に報告しなければならない。ただし、翌日が休日の場合、甲への報告は、休み明けの午前９時までとする。
２　乙は、月毎に前項の業務日報等を取りまとめた業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。また、報告書に基づき翌月初旬に業務報告会を行わなければならない。

（火災の防止）
第１９条　乙は、施設の火災を未然に防ぐため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

（侵入者の防止）
第２０条　乙は、浄水場内への不審者の侵入防止について、十分に注意しなければならない。また、業務に関係のない者の立ち入りを認めてはならない。業務に関係する場合であっても第６条に規定する従事者でない乙の従業員が立ち入る場合は、事前に甲に報告したうえで立ち入ることとし、入退場記録簿に記載しなければいけない。

第３章　その他

（乙の経費負担）

第２１条　次の経費は、乙の負担とする。

（１）作業服

（２）安全対策器具類（ヘルメット、保護メガネ、マスク等）

（３）事務用消耗品

（４）点検表等記載に必要なパソコン

（５）机、ロッカー等の必要な備品

（６）電話、ＦＡＸ及びその他情報通信設備等の機器

（７）前号の機器に係る設置費及び使用料

（８）第９条（安全教育）、第１０条（安全衛生管理）に要する費用

（９）給湯器等のガス使用料、刈払機等環境整備に使用する機器及び燃料費

（１０）特記仕様書（運転管理業務編）第３条の自主検査に要する費用

（１１）その他甲の負担外のもの

（甲の経費負担）

第２２条　次の経費は、甲の負担とする。

（１）電気・水道・下水の使用料

（２）原水処理薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）

（３）水質検査用薬品（特記仕様書第４条に使用する薬品）

（４）点検整備に必要な機器の補修部品等

（５）点検整備に必要な工具、測定機器類

（６）中央監視設備帳票印刷に係る費用（用紙及び印刷用トナーカートリッジ）

（場内設備等）

第２３条　乙は、業務の履行に必要な場合、甲から指示のあった場内設備機器等を使用することができるものとする。

２　乙の責により、場内設備機器等に破損又は汚損等が生じた場合は、甲に報告したのち、乙の責任において、速やかに現状復旧しなければならない。

３　乙が業務の履行のため新たに設置する必要があるものについては、事前に甲に設置承認願を提出し、承認を得なければならない。

４　乙は前項の規定により設置したものについて、業務期間の終了後速やかに撤去しなければならない。また、甲から移設等の指示があった場合は従わなければならない。

５　従事者が業務に使用しない車両を浄水場内に駐車する場合は、甲が定める規定により行政財産の使用許可を受けなければならない。

（完成図書の閲覧）

第２４条　乙は、業務上必要であれば、保管してある完成図書を閲覧することができる。

２　乙は、業務上必要であれば、甲の許可を得て、完成図書を室外に持ち出すことができる。

３　乙は、室外に持ち出した完成図書が必要でなくなった場合、又は、甲に室外に持ち出した完成図書の返却を求められた場合は、直ちに返却しなければならない。
４　乙の責により、完成図書の汚損又は紛失等が発生した場合は乙が弁償するものとする。

（工具等の使用）
第２５条　乙は、業務上必要であれば、甲の許可を得て、浄水場等に備付けの工具及び備品等を使用することができる。
２　乙は、工具及び備品等が必要でなくなった場合、又は、甲が返却を求めた場合は、直ちに返却しなければならない。
３　乙の責により、工具及び備品の汚損又は紛失等が発生した場合は乙が弁償するものとする。

（環境への配慮）
第２６条　乙は、姫路市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量等により環境負荷の低減に努めなければならない。

（守秘義務）
第２７条　乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、本業務以外の目的のために利用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

（従事者の服装等）
第２８条　乙は、従事者に作業に適した安全で清潔な統一した服装をさせ、身分を明示した名札を常に着用させなければならない。

（業務内容の点検）
第２９条　甲は、乙が提出する点検表、業務完了報告等により毎月点検を行う。

（委託料の支払）
第３０条　委託料の支払いは、最大年４回とし、乙は四半期毎の業務完了後遅滞なく委託業務報告書を提出し、甲の完了確認を受けた後支払いの請求をするものとする。

（契約の解除）
第３１条　甲は、乙の責により、以下の事態を引き起こした場合、契約を解除することができる。
（１）浄・配水機能に重大な影響を及ぼす、施設・機器等の破損
（２）水質異常
（３）断水・赤水
（４）その他第三者に対し多大な損害を与えた場合
（５）業務の継続が困難になった場合
２　甲は、乙の業務内容の検査を行い、甲の定める基準点未満の場合、その内容を開示し契約を解除することができる。

（賠償責任）
第３２条　乙の責により、第３１条第１項の事態を引き起こした場合は、乙の負担により甲が指定した期間内に損害の賠償、補償、改修、その他必要な処置を講じなければならない。

（補則）
第３３条　乙は、甲が行う乙の点検で、乙の業務等に関わる資料の提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。
２　浄水場及び場外施設の改修等があれば、乙はその改修等が円滑に行われるよう、協力しなければならない。

（疑義）
第３４条　本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項並びに疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。